

第一項中「（金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例）」を「（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）」に改める。

第六十七条の八から第六十七条の十までを次のように改める。

第六十七条の八から第六十七条の十まで 削除

第六十七条の十一第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十四第一項中「第百二条第一項」を「第百十五条第一項」に改め、「満たす事業年度」の下に「（以下この項において「適用事業年度」という。）」を加え、「当該事業年度の所得」を「当該適用事業年度の所得」に改め、同項第二号イ中「第百四十二条」を「第百九十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同号ロ中「第百四十二条」を「第百九十五条第一項」に改め、同号ハ中「第百四十四条第一項」を「第百二条第一項」に、「同条第四項各号」を「同条第三項各号」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ 資産流動化法第百九十五条第二項に規定する無限責任社員となっていないこと。

第六十七条の十四第二項の表第六十六条第二項の項の次に次のように加える。

第六十七条第五項

特定同族会社（

特定同族会社（特定目的会社を除く。

第六十七条の十四第三項の表第五十七条の九第一項の項中「第五十七条の九第一項」を「第五十七条の十第一項」に改め、同条第九項を削る。

第六十七条の十五第一項中「第三百三十六条第一項」を「第三百三十七条第一項」に改め、「満たす事業年度」の下に「（以下この項において「適用事業年度」という。）」を加え、「当該事業年度の所得」を「当該適用事業年度の所得」に改め、同項第二号へ中「総数」の下に「又は総額」を、「相当する数」の下に「又は金額」を加え、「（出資を含む。）」を「又は出資」に改め、同条第三項の表第六十六条第二項の項の次に次のように加える。

第六十七条第二項		、会社
	その会社	
第六十七条第五項	特定同族会社（	特定同族会社（投資法人を除く。
	その投資法人	
		、投資法人

第六十七条の十五第三項の表第六十七条第六項の項中「第六十七条第六項」を「第六十七条第八項」に改め、同条第四項の表第五十七条の九第一項の項中「第五十七条の九第一項」を「第五十七条の十第一

項」に改め、同条第九項中「及び第十一項」を削り、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項中「又は第十一項」を削り、「第九項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第六十七条の十六第二項及び第五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条第一項中「法人税等負担軽減措置法第十六条第一項の表の第三号」を「同法第六十六条第三項」に、「法人税法第六十六条第五項」を「同条第五項」に改め、「により読み替えられた経済社会の變化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六条第一項の表の第三号（法人税率の特例）の規定」を削る。

第六十八条の二の見出しを「（経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人税法第六十七条第一項の規定は、青色申告書を提出する特定同族会社（同項に規定する特定同族会社をいう。）で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認（同法第十条第一項の承認を含む。）を受けた中小企業者（同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）に該当す

るものが平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度終了の時に
いて同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施してい
る場合における当該事業年度については、適用しない。

第六十八条の二第二項中「（前項第三号の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同号の割合の
計算に関する明細書）」を削る。

第六十八条の三の二第一項を次のように改める。

分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみを当該分割法人の株
主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）に交付をする分割が行われたときは、分割
型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定（政令で定める規定を除く。）を
適用する。

第六十八条の三の三第一項第一号イ中「第百六十四条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同
条第四項中「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第九項中「平成十八年
三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第四項中「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の五第一項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の下に「（平成十二年法律第九十七号）」を加え、「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、「株式の数又は出資の金額」を「数又は金額の株式又は出資」に改め、同条第三項中「いい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く」を「いう」に、「同条第三項中「前二項」」を「同条第一項中「次項」」に、「第一項及び」を「次項又は」に改め、同条第六項中「当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するものの当該運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法」を「次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するもののこれらの運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げる方法（同項第一号イに掲げる方法と同等の方法を除く。）

二 第二項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第二号口に掲げる方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

第六十八条の三の六の見出しを「（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子等の課税の特例）」に改め、同条第一項から第四項までを次のように改める。

特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該

特定信託に係る特定国外受益者等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該計算期間の当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該計算期間の当該特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（負債の利子等の支払の基となるものに限る。次項及び第三項において同じ。）に係る平均負債残高が当該特定信託の元本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該法人は、当該法人が受託する特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債のうちに特定債券現先取引等に係る負債があるときは、当該特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高又は当該特定信託の当該計算

期間の総負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高を基礎として政令で定めるところにより計算した特定国外受益者等の元本持分又は元本の額に係る各倍数を当該特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分又は当該特定信託の元本の額に係る各倍数とし、当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る負債の利子等の額を控除した金額を当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額とすることができる。この場合において、前項中「三倍」とあるのは、「二倍」とする。

- 3 第一項の規定を適用する場合において、当該法人は、当該法人が受託する特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分及び当該特定信託の元本の額に係る各倍数に代えて、当該特定信託の信託財産の運用と同種の運用を行う内国法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

- 4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定国外受益者等 第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、特定信託の信託財産との間に、当該非居住者又は外国法人が当該特定信託に係る持分として政令で定めるもの（以下この号において「特定信託持分」という。）の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二 資金供与者等 特定信託の信託財産に資金を供与する者及び当該資金の供与に関係のある者として政令で定める者をいう。

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第四項第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）をいう。

四 特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債 特定国外受益者等に対する負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限るものとし、当該特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るものを除く。）及び資金供与者等に対する政令で定める負債（負債の利子等の支

払の基因となるものに限る。」をいう。

五 平均負債残高 負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六 特定国外受益者等の元本持分 各計算期間の特定国外受益者等の特定信託の信託財産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

七 元本の額 各計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八 特定債券現先取引等 第六十六条の五第四項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。

九 法人税の課税対象所得 第六十六条の五第四項第九号に規定する法人税の課税対象所得をいう。

第六十八条の三の六第五項中「その他同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第六十六条の五第六項から第九項までの規定は、第二項又は第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、

「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第六十八条の

三の六第五項において準用する第六十六条の五第六項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「同項」とあるのは「第六十八条の三の六第五項において準用する第六十六条の五第六項」と、「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第六十八条の三の六第三項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第九項中「第三項」とあるのは「第六十八条の三の六第三項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の七第一項中「利益の配当又は剰余金の分配」を「法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配」に、「法人税法第十五条の三第一項」を「同法第十五条の三第一項」に改め、同項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。」の下に「」の総数又は総額」を加える。

第六十八条の三の九第一項中「外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配）を「外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「外国関

係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改める。

第六十八条の三の十三第一項第三号中「行われる利益の配当若しくは剰余金の分配」を「行われる法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この号において「剰余金の配当等」という。）」に、「法人税法」を「同法」に、「支払う利益の配当若しくは剰余金の分配」を「支払う剰余金の配当等」に改める。

第六十八条の九の見出しを「（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を削り、「算入される試験研究費の額」の下に「（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を加え、「調整前連結税額から」を「法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二

第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から」に、「第十二項第七号」を「第十一項第四号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を削り、「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に、「第十二項第七号」を「第十一項第四号」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及び」及び「（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、「連結親法人事業年度」を「法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）」「第六項」を「第五項」に、「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第

一号中「第四十二条の四第二項又は第三項」を「第四十二条の四第一項又は第二項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第四項」を「から第三項」に、「における第四項」を「における第三項」に改め、同項第一号中「第四十二条の四第四項」を「第四十二条の四第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「第十二項第十一号」を「第十一項第八号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、「（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第五項中」を「第四項中」に、「第四十二条の四第二項又は第三項」を「第四十二条の四第一項又は第二項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に、「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第六項

中」を「第五項中」に、「第四十二条の四第四項」を「第四十二条の四第三項」に、「第四十二条の四第八項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第一項、第二項又は第六項に規定する連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合における第一項、第二項又は第六項の規定の適用については、第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額と当該試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額（第九項に規定する比較試験研究費の合計額をいう。次項及び第六項において同じ。）を控除した残額の百分の五に相当する金額との合計額」と、第二項中「特別試験研究費の額の合計額」とあるのは「特別試験研究費の額の合計額（当該特別試験研究費の額の合計額が比較試験研究費の合計額を超える場合には、当該超える部分の

金額を控除した金額」と、第六項中「相当する金額（」とあるのは「相当する金額と当該試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額を控除した残額の百分の五に相当する金額との合計額（」とする。

第六十八条の九第十項を削り、同条第十一項中「第二項から第四項まで、第七項又は第八項」を「第一項から第三項まで、第六項又は第七項」に、「第六十八条の第十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の第十五第六項及び第七項」に改め、同項第二号中「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第二項」を「第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、「委託する試験研究」の下に「、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」を加え、同号を同項第三号とし、同項第七号中「第四項」を「第三項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号中「第四十条の四第十二項第九号」を「第四十二条の四第十一項第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第

十一号中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十二号を同項第九号とし、同項に次の二号を加える。

十 比較試験研究費の額 連結親法人又は第九項に規定する連結事業年度（以下この号及び次号において「適用年度」という。）終了の時に於いて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「三年以内事業年度」という。）にあつては当該三年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、当該各連結事業年度の月数（三年以内事業年度にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の三年以内事業年度の月数）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該期間内に開始した各連結事業年度の数（三年以内事業年度の数を含む。）で除して計算した金額（当該適用

年度が当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日を含む連結事業年度である場合には、政令で定める金額）をいう。

十一 基準試験研究費の額 適用年度の連結親法人事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結親法人事業年度ごとに当該連結親法人及び当該連結親法人事業年度終了の時ににおいて当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のその連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を合計した金額のうち、最も多い金額（当該二年以内に開始した連結親法人事業年度がない場合には、政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

第六十八条の九第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第一項、第二項及び第三項又は第七項」を「第一項及び第二項又は第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四項又は第八項の」を「第三項又は第七項の」に、「第二項若しくは第三項又は第七項」を「第一項若しくは第二項又は第六項」に、「に第四項又は第八項」を「に第三項又は第七項」に、「第五項（第九項）を「第四項（第八項）」に、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第四十二条の四第二項若しくは第三項又は同条第七項」を「第四十二条の四第一項若しくは第二項又は同条第六

項」に、「第四十二条の四第四項又は第八項」を「第四十二条の四第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十一項」に、「第一項に」を「第九項に」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものと

して政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」とする。

第六十八条の九第十七項を削り、同条第十八項中「第十一項の」を「第十項の」に、「第六十八条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に改め、同項を同条第十七項とする。

第六十八条の十第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第四項まで」を「。以下第四項まで」に改め、同条第五項中「前条第十一項」を「前条第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に、「平成十八年